

2021年（令和3年）2月18日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

患者の診療に係る個人情報を目的外に提供することについて（答申）

2021年（令和3年）1月25日付けで諮問（第1053号）された患者の診療に係る個人情報を目的外に提供することについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った理由

神奈川県藤沢北警察署司法警察員から、過失運転致傷被疑事件の証拠として使用するために、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づき、患者が2020年（令和2年）12月2日に藤沢市民病院（以下「当院」という。）を受診した際の病名と治療の期間が記載された診断書を求める照会がなされた。

刑事訴訟法第197条の第2項の規定は、個人情報を目的外に提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、当院が患者の個人情報を神奈川県藤沢北警察署司法警察員に目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する患者の個人情報

診断書（住所、氏名、生年月日、病名及び治療の期間）

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢北警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条の第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

㊦ 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は、捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢北警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の情報については、患者の過失運転致傷被疑事件の捜査のために必要な範囲内で利用するものである。

㊧ 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、神奈川県藤沢北警察署司法警察員に問い合わせたところ、次のように述べている。

立件するに当たり、人身事故による患者の怪我の証明として、医師が作成した正式な書類が必要となる。患者は、認知症のため、同意を得ることが困難である。提供をすることができない場合、証拠不十分により人身事故として扱われるべき事故が物件事故として取り扱われる可能性がある。

以上のことから、本件の目的外に提供する個人情報は、患者が当院を受診した際の診断結果であり、照会・調査の代替手段が想定し難いものである。よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお、個人情報を提供する際には、条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講ずるよう伝えるものとする。

また、個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているため、本人通知を行うものとする。

(3) 添付書類

ア 捜査関係事項照会書

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断をするものである。

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢北警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性について、神奈川県藤沢北警察署司法警察員に問い合わせたところ、次のように述べている。

立件するに当たり、人身事故による患者の怪我の証明として、医師が作成した正式な書類が必要となる。患者は、認知症のため、同意を得ることが困難である。提供をすることができない場合、証拠不十分により人身事故として扱われるべき事故が物件事故として取り扱われる可能性がある。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、患者が当院を受診した際の診断結果であり、照会・調査の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

以 上